

船舶事故調査報告書

平成24年6月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年12月26日 08時30分ごろ
発生場所	青森県三沢市三沢漁港北方沖 三沢港内東防波堤灯台から真方位347° 1,100m付近 （概位 北緯40° 41.4′ 東経141° 26.2′）
事故調査の経過	平成23年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五 ^{ちようろうん} 長運丸、4.92トン AM3-20277（漁船登録番号）、個人所有 10.60m (Lr) × 2.65m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、323kW、昭和53年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年3月11日 免許証交付日 平成18年11月22日 （平成24年3月23日まで有効） 甲板員 男性 64歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、三沢漁港北方沖のほっき貝漁の漁場で船尾から錨を入れて錨索を伸出し、3回目の操業に備えて噴流式マンガンと呼ばれる桁網を引く準備を行った。 甲板員は、漁獲したホッキ貝がばら積みされている操舵室前面の甲板上で桁網を左舷側の船縁から海中に投入していたところ、平成22年12月26日08時30分ごろ桁網と共に落水した。 船尾甲板上で錨索の巻上げ作業を行っていた船長は、甲板員が落水したのを認め、救助しようと操船しているうちに錨索が推進器に絡まって航走できなくなり、付近にいた僚船に甲板員の救助を依頼した。 僚船は、本船の近くで浮いていた甲板員を引き揚げて三沢漁港に向かい、船長が所属漁業協同組合に救急車の手配を依頼した。 甲板員は、心肺停止状態となり、人工呼吸を受けながら救急車により病院に搬送されたが意識が戻らず、低酸素脳症と診断された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3 海象：波高 約50cm、潮汐 高潮時、海面水温 約14℃

<p>その他の事項</p>	<p>ほっき貝漁は、水深約7～11mの漁場において、海底に海水を噴射して貝を網に入れ、貝を傷めずに漁獲するものであった。</p> <p>本船は、船尾から出した錨索をドラムで巻くことにより、後進しながら桁網を引いて漁獲していた。</p> <p>錨索の長さは約200mであり、桁網に付けたロープの長さは約70mであった。</p> <p>桁網は、重さが約80kgであった。</p> <p>甲板から船縁までの高さは、約50cmであった。</p> <p>本船は、本事故当時、1回目の操業による漁獲物は発泡スチロールの箱に片付けられていたが、2回目の操業による約100kgの漁獲物が甲板上にばら積みされていた。</p> <p>甲板員は、本船での操業経験が3年あり、刺し網漁など他の漁の経験もあった。また、持病はなく、常用している薬はなかった。</p> <p>甲板員は、本事故当時、作業服及び防寒服を着てその上に救命胴衣を着用し、また、長靴を履いてゴム手袋を使用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は三沢漁港北方沖において操業中、甲板員が、桁網を船縁から投入する際、桁網と共に落水したことから、負傷したものと考えられる。</p> <p>操舵室前面の甲板上が、ばら積みされた漁獲物により滑りやすい状態になっていたことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が三沢漁港北方沖において操業中、甲板員が、桁網を船縁から投入する際、桁網と共に落水したため、発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上は、漁獲物等が作業の支障とならないよう整理しておくこと。 	